

平成 23 年 9 月 30 日

原子力災害対策本部長 殿

原子力安全委員会

平成 23 年 9 月 30 日付で原子力災害対策特別措置法第 20 条第 5 項に基づいて意見を求められた件について、同項の規定に基づき別添の通り意見を述べます。

(別添)

平成 23 年 9 月 30 日付で要請のあった件については、差し支え無い。なお、以下の点に留意すること。

また、平成 23 年 7 月 19 日の第 54 回原子力安全委員会臨時会議で示した「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」及び平成 23 年 8 月 4 日の第 59 回原子力安全委員会臨時会議で示した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について」も併せて参照してください。

1. 解除された区域においても、モニタリング及び除染を適切に行うこと。
2. 除染の実施にあたっては、除染作業者の被ばくを勘案し、優先順位を決め総合的に計画すること。また、除染の効果を確認し、適宜、計画を見直すなど、柔軟に取り組むこと。
3. 除染方法等について、専門家の意見を踏まえ効果的なものを選択し、除染効果等の結果については十分に情報共有を図ること。
4. 住民の被ばく線量の低減及び安全の確保に、引き続き努めること。
5. モニタリング及び除染の状況について、原子力安全委員会に適宜報告すること。